



内閣感染症
危機管理統括庁

令和7年度感染症危機管理対応訓練について （政府訓練）

令和8年2月

「感染症危機管理対応訓練」の概要（経緯・位置付け）

1 これまでの経緯

- 平成25年の新型インフルエンザ等特措法施行以降、毎年、『新型インフルエンザ等対策訓練』として、**総理・全閣僚をメンバーとした「政府対策本部会合(訓練)」**を実施。
(令和2～4年度は、コロナ対応のため実施せず。)
- **内閣感染症危機管理統括庁の発足（令和5年9月1日）**に伴い、コロナ対応の教訓を踏まえ、**令和5年度より『感染症危機管理対応訓練』として「政府対策本部会合」を含む一連の訓練を再開。**

平成25年～『新型インフルエンザ等対策訓練』
(「政府対策本部会合(訓練)」を実施)



令和5年～『感染症危機管理対応訓練』
(拡充した一連の訓練を実施)

2 位置づけ

- **感染症有事における政府の初動対応等**を確認する他、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく**平時の備え**に係る点検等にも繋げていく。

(参考) 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (R6. 7. 2閣議決定)」 (抄)

第3章 第2節 政府行動計画等の実効性確保 (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。**訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要**である。国及び地方公共団体は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

令和7年度「感染症危機管理対応訓練」の概要

- **新型インフルエンザが海外で発生した場合の政府の初動対応等**を確認するため、総理・全閣僚をメンバーとした「**政府対策本部会合(訓練)**」を筆頭に一連の訓練を実施した。
- 地方公共団体との相互連携の観点では、昨年度と同様に「**大臣と知事等との緊急連絡会議(訓練)**」を実施した。
- **大阪府とはシナリオを連携して訓練**を実施（自治体へ迅速な情報共有→政府対策本部→緊急連絡会議→府対策本部）。

令和7年度 感染症危機管理対応訓練の全体構成

<海外発生時の政府の初動対応訓練（主要な訓練）>

関係省庁対策会議(訓練) 【局長級・対面形式】

※非公開

(11/14)



政府対策本部会合(訓練) 【閣僚級・対面形式】

※一部公開

(11/18)



大臣と知事等の緊急連絡会議(訓練) 【オンライン形式】

※全公開

(11/18)



<その他の訓練（事務方訓練）>

- 関係府省庁や地方自治体等と海外発生事例覚知に伴う「**情報連携訓練**」を行い、情報覚知後の迅速な連携体制を確認。
- 大阪府は政府とシナリオ連携した訓練を実施

統括庁が公表しているタイムライン

新型コロナウイルスの国内発生時等のタイムライン(スケジュール例) (海外で疑い事例が発生した後、空港検疫で国内初となる疑い事案を発見したケース)								令和7年4月11日
時間	内閣感染症危機管理統括庁 (以下「統括庁」とする)	厚生労働省・関係省庁 ※特に担当省庁の記載がないものは 厚生労働省(以下「厚労省」とする)	国立健康危機管理研究機構 (IHHS)	検疫所(空港)	都道府県 (保健所に関するものは保健所設置 市区でも実施)	保健所	地方衛生研究所等 (以下「地衛研等」とする)	受入先医療機関
平時の準備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡名簿(官邸、関係省庁、省内対策本部員、都道府県)の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡名簿(厚労省、所管検疫所、保健所)の整備 感染症対策物資等の備蓄状況の確認 受入先医療機関と都道府県との協定締結状況の確認 都道府県等の医療提供体制立上げ等に向けた準備等を支援要請 都道府県等の検査等措置協定に基づく検査体制の立上げ等に向けた準備等を支援 患者の公表基準の事前共有・運用準備 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 海外症例に関する情報収集、リスク評価 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との協定の締結 搬送機関との協定の締結 宿泊施設との協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡名簿(厚労省、所在検疫所、保健所、市区町村、医師会、医療機関等)の整備 感染症対策物資等の備蓄 医療提供体制立上げの準備(医療機関、民間検査機関等との協定の締結) 備蓄試薬の確認 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への患者の移送方法の検討 検体の移送方法の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器の整備・メンテナンス 検体の移送方法の確認 備蓄試薬の確認 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 患者受け入れに向けた準備(協定の締結) 感染対策の向上
関係機関等との連携体制の構築、実地的な訓練の実施、専門人材等の育成等								
T1(海外における疑い事例の報告:WHOのヒートマップ感染の可能性を示唆するリスク評価の引上げを告知)								
T1 ~ 12hr	厚労省から第1報受理 官邸へ一報 厚労省、外務省から情報収集を開始	【WHOのヒートマップ感染の可能性を示唆するリスク評価の引上げを告知】 統括庁へ一報 海外機関(在外公館等を含む)からの積極的な疫学情報収集、情報の分析(暫定的症例定義の設定)・初期リスク評価の開始 国内サーベイランスの体制強化・サーベイランス届出基準等に関する情報の整理や疑い例探知時の積極的疫学調査実施要領作成の開始 発生源・WHO等との間で検体入手の調整	海外機関からの積極的な疫学情報収集、情報の分析(暫定的症例定義の設定)・初期リスク評価の開始 国内サーベイランスの体制強化・サーベイランス届出基準等に関する情報の整理や疑い例探知時の積極的疫学調査実施要領作成の開始 発生源へ検体提供を依頼 検査方法、既存治療薬・ワクチンの有効性等の検討開始					FF100: First Few Hundred Studiesの略。国内の最初の数百例程度の症例について、全国の基幹機関等から統一様式(症例票等)によって迅速に収集し、疫学・臨床情報や検体の解析による病原体の性状等に関する知見を得て、隔離・待機期間や診療方法等の決定に役立てる戦略。
	官邸へ状況報告 関係省庁対策会議の実施準備 関係省庁への連絡	水際対策に係る情報収集(出入国管理庁、外務省、国土交通省等)収集した情報を統括庁へ共有	疫学情報分析の継続、初期リスク評価情報の更新と国への伝達	ポスター掲示により帰国者等への注意喚起				
12hr ~ 24hr	関係省庁対策会議の実施(各省対応を確認) 都道府県への情報提供	感染症危険情報の発出(外務省) FF100に基づき情報収集する項目の調整	FF100に基づき情報収集する項目の調整		情報提供受け			FF100に基づき患者が入院した場合にIHHSに情報提供する項目案の確認
	事務ブリーフィング(厚労省・IHHS) 国民に対する情報発信 ※以後随時	事務ブリーフィング(統括庁・IHHS) 国民に対する情報発信 ※以後随時	可及的速やかにゲノム情報※1・検体入手※2に着手 ※1発生源の分析結果公表による ※2入手時期については個別事案によるが、入手のための国際的枠組みはあり					
24hr ~ 48hr	水際対策強化に向けた準備着手	水際対策強化のための検査機器確保等を検疫所に要請、備蓄再確認	(ゲノム情報入手次第) ゲノム情報を用いた検査方法の開発 (検体を入手し次第) 検体を用いた検査試薬・検査方法の確認 検査試薬・検査方法の有力候補の検討 検査マニュアル(初版)の検討開始	水際対策強化のための人員、検査機器確保等の準備 発生源からの到着便及び発生源滞在者に対する検疫の強化(ポスター掲示、健康カード、質問票)	医療提供体制立上げの準備 (相談センター、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関)	保健所・地衛研等の感染症有事体制への移行準備(人員確保の準備、物資・資機材調達等の準備、各業務の体制構築手順の確認等)に着手	感染症有事体制への移行準備(人員確保や受療の準備、物資・資機材調達の準備、各業務の体制構築手順の確認、感染症の情報収集等)に着手	感染症指定医療機関による患者の受入体制の準備
	引き続き情報収集	引き続き情報収集 検査体制確保のための人員体制等に						感染症指定医療機関による患者の受入体制の確保

R7.4に策定したタイムラインのリンクです。

HP: [初動対処 | 内閣感染症危機管理統括庁ホームページ](#)

タイムライン: [リンクこちら](#)

リンク先を押せない場合は、統括庁HP内の初動対処からご確認ください

令和7年度「感染症危機管理対応訓練」で想定する場面イメージ ～新型インフルエンザ海外発生時の対応～

疑い事例発生
WHOの
リスク評価
引き上げ

WHOが海外の
新型インフルエンザを
PHEIC(*)と判断

政府の危機管理・意思決定体制の確立
初期対応方針の決定

引き続き、
国内発生に
備えた準備

≪7日前≫

PHEIC後、可及的速やかに対応を進める

政府



- ✓ 厚労大臣が新型インフル発生を公表、総理に報告
- ✓ 推進会議で基本的対応方針について意見聴取
- ✓ 政府対策本部を設置

報告・出席

ゲノム情報・
検体入手後、
検査方法等
検討開始

JIHSS

リスク評価

全地衛研等への検査試薬緊急配布の準備等

(※ JIHS・地衛研等で状況確認の机上訓練を実施)

情報連携
(伝達訓練実施)

地方自治体



都道府県内の
状況確認等

※政府の本部設置を受け

都道府県対策本部
会合訓練(設置)



出席・
連携確認

※ PHEIC…国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern)